

第9回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第13号議案「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、市議会提出議案のため、非公開、専決報告第13号「令和3年度芦屋市立小・中学校管理職の人事異動に係る兵庫県教育委員会への内申について」は、その内容から秘密会で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第12号議案「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 今回は、子ども会連絡協議会からの方が1名変更になったようですが、団体推薦の場合は団体に依頼されて、団体から推薦者が代わられたら交代になると思うのですが、市民委員の場合は、どのようなタイミングで交代になるのでしょうか。

青少年愛護センター所長) 市民委員の場合はホームページ等で公募をかけまして、今回は3名の方が、応募がありました。選考委員会を通しまして、

1名の方に決定した形になっています。

越 野 委 員) また同じ方が1番よかったということですか。

青少年愛護センター所長) そうです。

越 野 委 員) 分かりました。

木 村 委 員) 芦屋市の自治会連合会で、竹内委員が引き続き再任になっていますが、年齢が82歳とかなり御高齢ですが、もう少し若い人をお願いすることは難しいのでしょうか。

青少年愛護センター所長) 選定につきましては、実施機関が適当と認める者が他に得られないなどの事情がある場合は、年齢を制限しない形の取り扱いを市でも行っています。特に団体に推薦をお願いしている以上、推薦された方に対して異論はできない状況です。

木 村 委 員) 分かりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第12号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長) 次に、第13号議案「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 小規模住居型児童養育事業はファミリーホームという感じで、それは里親に近い形ですか。

管 理 課 長) こちらは、里親制度の中の家庭養護の1つとして位置づけられているのですが、一般的に児童養護施設や乳児院が施設養護になります。里親は家庭養護の位置づけになるのですが、ファミリーホームはその合体版となります。里親ですと、子どもの数が4人までに規定されているのですが、ファミリーホームの場合は6人までとなっており、少し預かれる人数も多く、一般の家庭のように子どもを養護するのですが、施設にも似ているので、ファミリーホームという呼ばれ方をしています。

木 村 委 員) 朝起きてから夜寝るまでずっとその施設、そこにいるという感じですね。

管 理 課 長) ファミリーホームは里親とほとんど一緒に、そこで養護をされる方も、その住居、建物の中で寝起きをされて、子どもたちと一緒に生活をする場になっています。

木 村 委 員) 芦屋市特定教育・保育施設は、これはどのようなものですか。

管 理 課 長) こちらは、こども園や、幼稚園・保育所の全般を含めて、特定教育・保育施設等という言い方をしています。

木 村 委 員) ファミリーホームにいる子どもがこども園などに行くときに、特に費用を求めないという国会の改正案があったということですね。分かりました。

河 盛 委 員) 実際に、そのファミリーホームに行かれている方は何名ぐ

らいいのでしょうか。

管 理 課 長) 実際の対象者の方はいません。

河 盛 委 員) いませんね。例えば、居住者は芦屋市に住所があって、ファミリーホームが尼崎や西宮だった場合はどうなるのですか。

管 理 課 長) 実際のところ、兵庫県下にファミリーホームは18か所あります。尼崎・西宮・芦屋のエリア管轄の中でも1か所しかありません。

河 盛 委 員) それはどこにあるのですか。

管 理 課 長) それは個人宅になるので、公表されていません。一番近いところでも1か所と伺っております。

木 村 委 員) そうすると、今回の改正は、芦屋市独自の改正の必要性というよりも、この地域辺り周辺も、みんなこれでやりましょうということですか。

管 理 課 長) そうです。

木 村 委 員) 一斉に変えるということで、それに倣うということですか。

教 育 長) 施行令が変わったので、それに準じて、行うということです。

河 盛 委 員) たしか里親も、芦屋市はいませんね。

管 理 課 長) 里親として登録されているかたはいますが、現在のところ、実際に里親となられているかたはゼロです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第13号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ただいまから秘密会で審議いたしますので、教育委員及び
管理部以外の方は退席願います。

〈秘密会〉

〈専決報告第13号採決。結果、承認〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い
たします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言